

松本市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を議会及び市長に提出したので、次のとおり公表する。

令和3年2月5日

松本市監査委員	太	田	由	夫
同	竹	本	祐	子
同	中	島	昌	子

- 1 令和2年度財政援助団体等監査結果報告
別添(写)のとおり

令和2年度

財政援助団体等監査結果報告書

松本市監査委員

目 次

1	監査の期間	1
2	監査の範囲	1
3	監査の対象	1
4	指定管理の概要	1
5	監査の方法	3
6	監査の結果	4

1 監査の期間

令和2年9月30日から令和3年2月4日まで

2 監査の範囲

平成30年度及び令和元年度並びに令和2年度監査時点の事業に係る出納その他の事務執行

3 監査の対象（公の施設）

アルプス公園・松本市アルプスドリームコースター

（指定管理者：TOYBOX、施設所管課：建設部公園緑地課）

4 指定管理の概要

(1) アルプス公園

ア 開設年月

昭和49年3月

イ 所在地

松本市大字蟻ヶ崎2455番11

ウ 規模

全体面積 71.1ヘクタール

エ 主要施設

森の入口休憩所、古民家体験学習施設、管理棟、音楽広場、香りの森、家族広場、子供冒険広場、ピクニック広場、さくらの森、水辺広場、森の入口広場、花の丘、ふれあいの水辺、森の里広場、しぜんかんさつの森、小鳥と小動物の森の外構（動物の飼育管理、施設管理は（株）岩野商会に別途委託）、マレットゴルフコース（36ホール）、駐車場、その他森林・芝生等

(2) 松本市アルプスドリームコースター

ア 開設年月

昭和62年4月

イ 所在地

松本市大字蟻ヶ崎2455番21

ウ 規模

総延長 995m（滑降コース630m、登坂コース365m）

エ 主要施設

管理棟、ステンレス製レール、登坂装置等

(3) 指定管理者

ア 名称

TOYBOX（松本土建株式会社、株式会社アイネット、株式会社コンフォール、ルピナ中部工業株式会社の4社で構成する指定管理者コンソーシアム）

イ 所在地

松本市大字島立635番地1

ウ 設立年月日

平成18年4月1日

エ 指定の期間

平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

オ 利用料金制の適用

有（利用料金制委託料併用方式）

(4) 利用状況（ドリームコースター利用料）

令和元年度 16,844,000円

平成30年度 18,096,310円

(5) 収支状況

（単位：円）

項目		令和元年度		平成30年度	
		計画額	実績額	計画額	実績額
収入	指定管理料	40,309,815	40,309,815	39,940,000	39,940,000
	コースター利用料	18,684,000	16,844,000	18,576,000	18,096,310
	雑収入	—	143,885	—	385,933
	自主事業収入	—	3,151,209	—	4,053,694
	計	58,993,815	60,448,909	58,516,000	62,475,937
支出	公園維持管理業務	11,682,800	10,203,138	11,154,000	10,401,257
	コースター維持管理業務	16,304,000	15,890,309	16,522,000	15,176,736
	一般管理費	31,007,015	28,525,938	30,840,000	29,337,307
	自主事業経費	—	2,114,699	—	2,848,476
	計	58,993,815	56,734,084	58,516,000	57,763,776
収支差額（損益）		0	3,714,825	0	4,712,161

5 監査の方法

指定管理者に対しては、施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行状況について関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているか、施設所管課に対しては、指定管理者に対する指導監督が適切に行われているかを主眼として監査を実施しました。

(1) 監査の着眼点

指定管理者関係	施設所管課関係
(1) 施設は、関係法令（条例を含む。）の定めるところにより適切に管理されているか。	(1) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(2) 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。	(2) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
(3) 利用料金制を採用しており、かつ、指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。	(3) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は、適正になされているか。
(4) 利用促進のための努力は、なされているか。	(4) 事業報告書の点検は、適切になされているか。
(5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は、適正になされているか。また、他の事業との会計区分は、明確になっているか。	(5) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
(6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は、適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は、適切になされているか。	(6) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
(7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。	

(2) 委員監査実施日

ア 指定管理者実地監査

令和2年11月10日

イ 施設所管課監査

令和2年11月25日

6 監査の結果

(1) 総括

監査の対象とした出納その他の事務については、下記の意見・要望事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められました。

なお、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促しました。

(2) 意見・要望事項

制度又は運用等に検討を求める意見・要望事項は、次のとおりです。

ア 指定管理者関係

(ア) 会計経理及び出納事務は、概ね適正に行われていましたが、同一契約書内で相手方代表者氏名が相違している事例、雇用保険の加入対象にならない職員から雇用保険料を徴収している事例が一部にみられました。今後さらなる事務の適正化に努めてください。

(イ) アルプスドリームコースターの使用済み乗車券を日報作成後に裁断して破棄していますが、証拠書類保存や不正防止の観点から、使用済み乗車券を少なくとも指定管理期間中は保存することを検討してください。

(ウ) 収支報告書中、年度当初の計画では0円、実績では200万円余の本部経費を計上しています。今後は、計画時にも適正な金額を計上するように検討してください。

イ 所管課関係

(ア) 松本市指定管理者制度事務マニュアルでは、

「利用料金制導入施設において、協定期間満了後の利用に係る利用料金が前納されており、指定期間満了後、指定管理者が変更となる場合、前納金は原則として次期指定管理者に引き継ぐこととし、具体的な方法については協定で定めるものとします」とされています。

アルプスドリームコースターの回数券については、販売済み未使用券の数が把握されておらず、回数券の有効期限も定められていないため、指定管理者が変更となった場合に、前納金を次期指定管理者に引き継ぐ仕組みができていません。今後、指定管理者が変更となる場合を想定して、必要な見直しを検討してください。

(イ) 同一の指定管理者による管理が長期にわたると、備品の帰属等が曖昧になるものが出てくることが考えられます。指定管理者変更時にスムーズな引継ぎができるように適切な管理に留意してください。

(ウ) 公園の樹木が市道に倒れ、そこに第三者の車が衝突した際の車の修理費を指定管理者が補償した事例がありました。公園での倒木事故のリスクは今後も想定されるため、事故の再発防止に留意するとともに、リスク分担のさらなる明確化を検討してください。

(エ) 公園の安心・安全を確保する観点から、現在、指定管理者が自主事業として、公園の一部に設置している防犯カメラについては、公園が夜間に無人となること、また、過去に子どもが行方不明となる事例が起きたことから、万一の犯罪や事故防止のために広範囲の設置を検討してください。また、森の入口休憩所の木製デッキの劣化についても、安全性確保のため、改修等を検討してください。

(オ) 指定管理者は、利用する市民の立場に立って、効率的で素晴らしい管理をしており、石窯

利用によるピザ作りや焼芋販売など、利用者に喜ばれる自主事業に注力しています。今後、指定管理者と協議して、大規模イベントをきっかけとした公園の周知やSNSのさらなる活用、また、近隣公民館への施設紹介などにより、市民の利用促進、観光客誘客のためのPRに一層、力を入れてください。